

栃木県立博物館におけるエントランス整備業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「県」という。）が発注する「栃木県立博物館におけるエントランス整備業務」を受注する者（以下「受託者」という。）の業務について、必要な事項を定める。

1 業務名

栃木県立博物館におけるエントランス整備業務

2 業務の目的

令和4年9月6日に国の認定を受けた「栃木県立博物館文化観光拠点計画」において、県立博物館（以下、「博物館」という。）は、リアル展示の刷新やデジタル化したコンテンツ活用による「県内文化観光のゲートウェイ」かつ「文化資源間の接続点」としての役割を強化するとともに、県内文化資源のデジタル化及び同データの一元管理・発信を行うことによって「県内文化資源のデジタルプラットフォーム」として新たな役割を担うこととしている。

本業務では、事業計画に基づき、宇都宮から日光への文化観光を促進するためのプロモーションとともに、来館者を館内展示へと惹きつけるガイダンス機能を博物館エントランスに付加するための整備を行うことで、来館者の満足度を高める。

3 委託料

17,000,500円（消費税額及び地方消費税額を含む。）を上限とする。

4 予定契約期間

契約締結の日から令和7（2025）年3月28日まで

5 業務内容

本業務は、博物館の入口からスロープ展示に至るまでのエントランスエリアにおいて、拠点施設である博物館と文化観光のストーリーの核である日光との関係性を来館者が体感できるとともに、博物館観覧の入口としてその魅力を伝える展示物について、デジタル技術を活用し制作する。また、当該展示に必要な機器等の整備を併せて行う。

【設計】

- （1）基本設計（展示の基本的な考え方）
- （2）実施設計
- （3）エントランス展示のイメージ図作成
- （4）その他、必要な事項

※設計にあたっては、ミュージアムショップへの動線を妨げないような配置とすること。

※設計書は、発注者が内容を理解できるように、図式、フローチャート、表、用語解説等を用いて分かりやすく記載すること。

【展示制作】

- (1) 拠点施設である博物館と文化観光のストーリーの核である日光との関係性等が来館者に分かりやすく紹介できるよう、大型スクリーンや高精細映像、3D画像などデジタル技術を活用した新規性の高い展示物を制作すること（機器等の整備を含む）。
- (2) 展示物の制作にあたっては、宇都宮と日光を結ぶ歴史的・文化的なストーリー性のあるものとする。その際、日本で唯一、国の「特別史跡」と「特別天然記念物」の二重指定を受けている「日光杉並木」の紹介を含めること。
- (3) (2)に加え、観覧のスタート地点として博物館の全体像を紹介するガイダンス機能を持った内容とすること。また、来館者の展示物への興味・関心を喚起するため、博物館の特徴ある代表的な展示品の紹介を含めること。なお、紹介する展示品目や点数については、博物館と十分協議した上で進めること。
- (4) 主たる展示場所は受付奥の現図書コーナー（別添の参考資料「博物館エントランスの現状と主な整備場所」を参照）とし、開放的かつ効果的な空間利用によりスロープ展示入口への導線を確保すること。このエリア内においては固定式の展示も可能とするが、その他のエリアでの展示を提案する場合は全て可動式とすること。
- (5) 主たる展示場所に隣接する入館受付からエリア全体の監視を行っていることから、展示物は受付からの視界を遮らないようにすること。
- (6) その他、県内の他の文化施設の紹介や来訪意欲の喚起など、文化観光の推進に資する効果的な展示手法等について提案すること。

【その他】

エントランス展示の刷新に伴い生じる既存施設の設備（大型本棚4台及び机・椅子2セット）の移設（処分等を含む）については、本事業に合わせ受託者負担で行うこと。なお、既存設備の移設予定場所については別紙「既存設備移転予定場所」を参照すること。

【成果品】

- (1) 成果品
- (2) 納品場所
栃木県立博物館
- (3) 納期
令和7(2025)年3月28日

【管理運営業務】

- (1) 業務の適切な管理・運営を行うこと。
- (2) 業務の進捗状況等を県の求めに応じて報告すること。
- (3) 委託業務完了後速やかに、事業実績報告書を提出して検査を受けること。

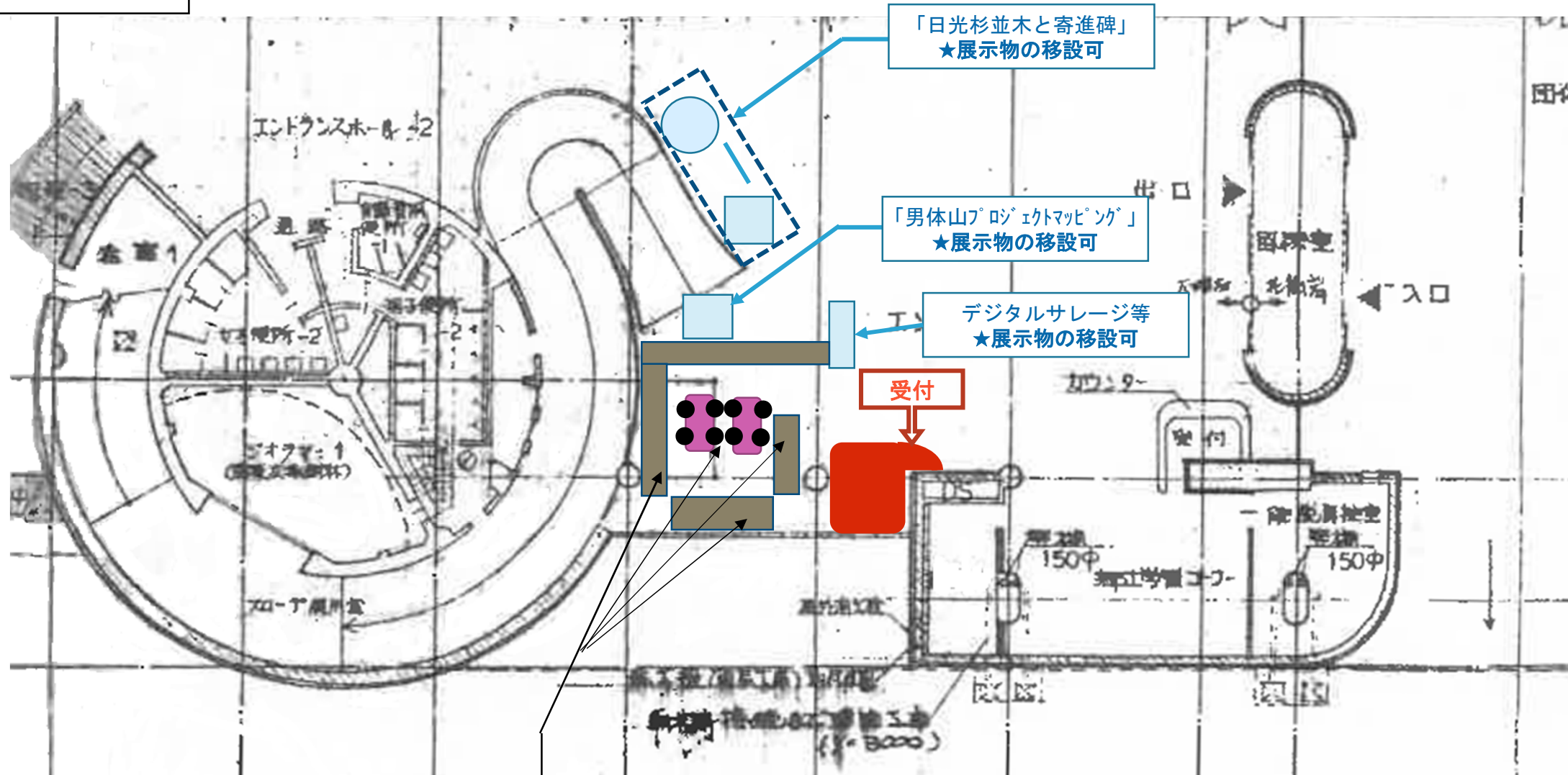
6 委託料の支払い

精算払を基本とする。

7 事業の実施に係る留意点

- (1) 受託者は、県と連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。
- (2) 本業務の遂行に当たっての再委託については、次のとおりとすること。
 - ア 受託者は、本業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、一部の業務について、県が書面によりあらかじめ承諾した時は、その限りではない。
 - イ 県により再委託が承諾されたときは、受託者は再委託先に対して本業務に係る一切の義務を遵守させるものとする。
- (3) 委託事業の実施に要した経費は、帳簿及び全ての証拠書類を備え、常に収支の状況を明らかにし、委託事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。
- (4) 受託者は業務実施過程で発生した障害や事故については、大小に関わらず県に報告し指示を仰ぐとともに、早急に対応を行うものとする。
- (5) この仕様書に定めのない事項であっても、県が必要と認める軽微な事項については、受託者は、契約金額の範囲内で実施するものとする。

現状



「日光杉並木と寄進碑」
★展示物の移設可

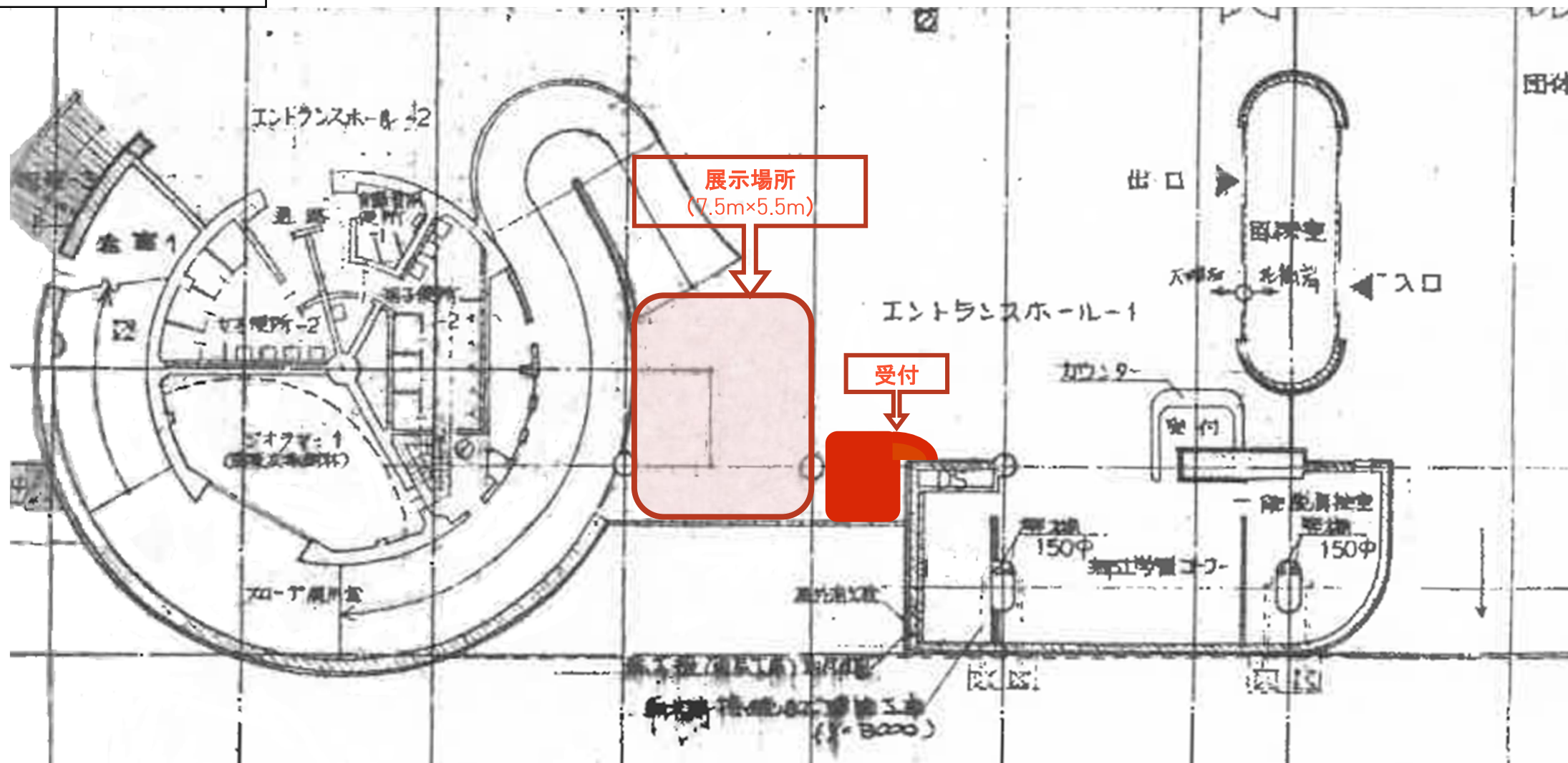
「男体山プロジェクトマッピング」
★展示物の移設可

デジタルサレージ等
★展示物の移設可

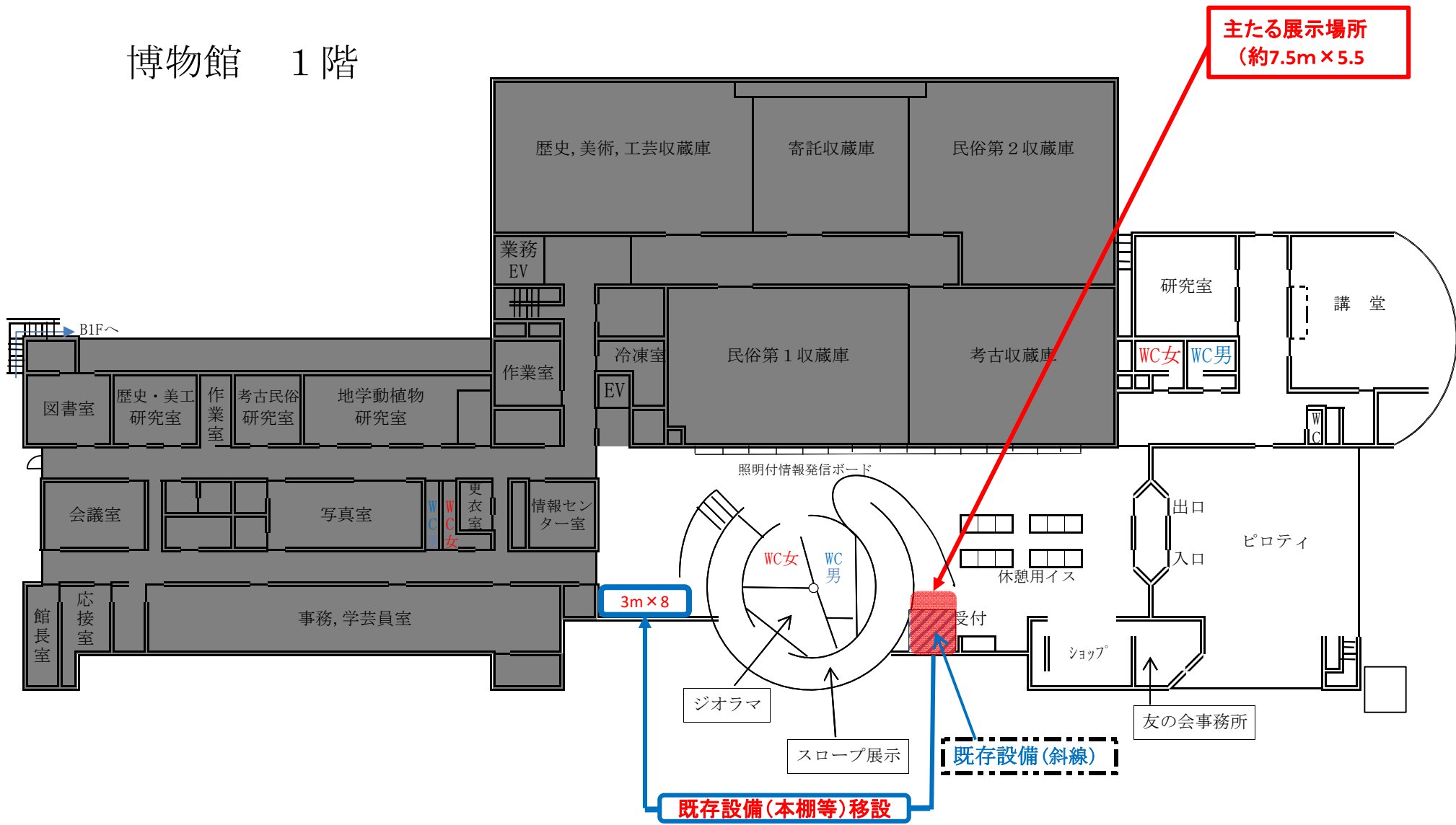
受付

「図書コーナー」
★本棚・机・椅子を移設
(移設場所は別紙2を参照)

主たる整備場所



博物館 1階



主たる展示場所
(約7.5m x 5.5)

3m x 8

既存設備 (斜線)

既存設備 (本棚等) 移設